

京都産業大学井手応援隊の学生たちと、町内の各保育園の園児たちが、牛乳パック等を再利用して、手すきのハガキづくりを行いました。(P2)



### 目次

上下水道事業経営等審議会が改定答申	P02
平成27年度決算報告	P03
井手町消防団 団員募集	P06
介護予防・日常生活支援総合事業	P07
子育て支援カレンダー	P10

町の人口 (3月1日現在)

男性	3,677人
女性	3,925人
計	7,602人

# 3

平成29年3月  
2017  
No.534

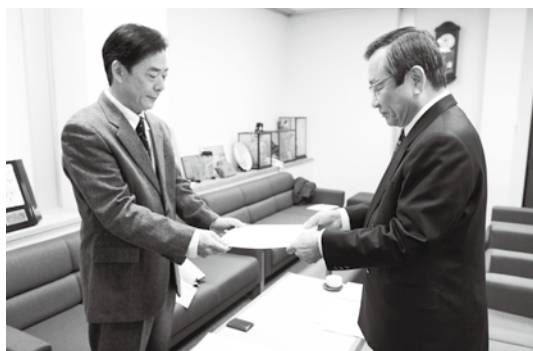
# 広報いで



## 水道料金20年ぶり改定 上下水道事業経営等審議会が答申

井手町上下水道事業経営等審議会（会長 西垣泰幸龍谷大学経済学部教授）は2月23日（木）、水道料金体系を見直し、料金を引き上げる答申を、

汐見明男町長に提出しました。料金の改定率は、家事用の口径20ミリ管で1カ月当たりの使用水量が20立方メートルの標準的な世帯で7%、全世界の平均改定率は16%が妥当な水準であるとされました。答申では「平成9年度の料金改定を最後に、消費税増税に伴う料金改定を除き、実質的な料金改定を実施しておらず、徹底した経費削減を行うことで現行料金を維持してきた。人口減少や節水機器普及などにより料金収入が減少する一方、老朽化する施設の更新時期到来による将来的な財源不足が懸念される極めて厳しい状況にある」として、水需要の動向、水道施設や経営状況から、料金の引き上げはやむを得ないとまとめています。



汐見町長に答申書を手渡す西垣会長（左）

さらに負担の公平性の観点から、用途別料金体系を、水道管の口径によって料金を設定する口径別料金体系へ見直すことや、単身高齢世帯など小口径使用者への基本料金引

き下げ、また大口径使用者にとっても過度な負担にならないよう引き上げ率への配慮を求めています。

### 受講者61人に修了証書 井手玉川大学が閉講式



最終講座で講演する桂三扇さん

高齢者教養講座「井手玉川大学」の閉講式と平成28年度の最終講座が2月16日（木）、自然休養村管理センターで開かれました。

高齢者の社会活動に参加する意欲と実践力を高めようと、毎年開いている講座で、今年度は188人が参加して、全7回シリーズで行われてきました。

式では、松田定教育長が式辞を述べたあと、修了証を授与し、皆勤賞を贈呈しました。今回は6回目の講座までに5回以上出席した61人に修了証が、また28人に皆勤賞が贈られました。

今年度最後となった講座で

は、桂文枝一門の女流落語家、桂三扇さんが「笑い与健康」と題して講演を行いました。

### 丸太切りなど楽しむ 大正池で森林体験教室

井手町豊かな緑と清流を守る協議会（中坊睦会長）が主催する「森林体験教室」が2月19日（日）、今年も大正池グリーンパークで行われ、参加した子どもたちが、森の中の丸太切りや、間伐材を使ったクラフト体験などを楽しみました。

幅広い世代に森林保全への理解を深めてもらい、息の長い保全活動につなげていこうと、同協議会が毎年開いている事業で、今回で10回目となりました。

町内の子どもたちをはじめ、約50人が参加し、森林での一日を満喫していました。



クラフト体験を楽しむ参加者たち

### 牛乳パック、ハガキに再生 京産大生と保育園児

京都産業大学井手応援隊の学生たちと、町内の各保育園の園児たちが、昨年実施した「みんなで灯そう！井手！みねーしょん2016」で使用した牛乳パックの灯籠を再利用して、手すきのハガキづくりを行いました。

ハガキは、溶かした牛乳パックを特製の木枠ですくい取り、アイロンで水分を飛ばすと完成。ハガキには、園児たちの保護者への感謝のメッセージが書き込まれ、実際にポストに投函されました。



学生たちとハガキづくりを楽しむ園児たち

### 寄付をいただきました

【ふるさと納税として】  
▽阪協謙治さんから3万円の寄付

町では、この善意の寄付をふるさと応援基金に積み立て、今後の事業等に有効に活用させていただきます。

平成27年度決算報告

一般会計決算

4億1271万6千円の黒字でした

平成27年度の一般会計と6つの特別会計（国民健康保険・多賀地区簡易水道事業・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区）、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審議に付されたのち、昨年の12月定例町議会で認定されました。各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入45億1582万4千円に対し、歳出41億310万8千円で、差し引き形式収支では、4億1271万6千円の黒字となりました。このうち、翌年度への繰越明許財源4836万4千円を差し引いた実質収支は3億6435万2千円となり、

これが平成28年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では、「我が国の経済動向は、各種政策の効果により緩やかな景気回復が続いているとされており、井手町のように財政基盤の弱い自治体では、景気回復が十分に波及するとは限らないため、油断せず健全な行財政運営に努めていく必要があると考えます。今後も歳入の確保は厳しい状況が続くと予想されますが、歳出については限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急性・重要度や経済性・効率性・有効性を判断しながら、安全・安心のための防火水槽の設置や町営住宅の長寿命化、また町道等のインフラ整備など各種事業に積極的に取り組まれており、さらに、防災拠点の役割を果たす新庁舎の建設事業や、JR奈良線の高速化・複線化事業、玉水駅周辺整備事業などに取り組みするための基金を計画的に積み立てられているとともに、それらを有効に運用し健全な行財政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられます。また、実施事業の年度内の完了は、大いに評価するところであります」と総括され

ました。

また、「今後も、第4次総合計画に掲げられた基本理念を実現するため、歳入・歳出両面において中・長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた行財政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待します」と述べられています。

表1 各会計別 歳入・歳出

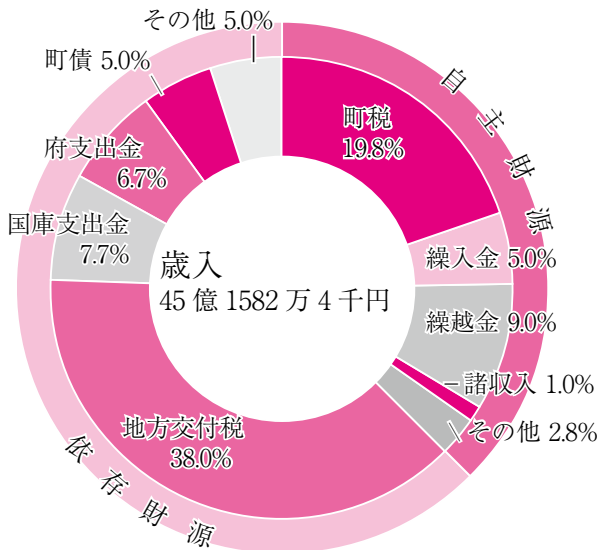
(単位：千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支	
一般会計	4,515,824	4,103,108	48,364	364,352	
特別会計	国民健康保険特別会計	1,280,936	1,277,318	0	3,618
	多賀地区簡易水道事業特別会計	48,729	47,579	0	1,150
	後期高齢者医療特別会計	89,401	87,614	0	1,787
	介護保険特別会計	803,718	750,084	0	53,634
	公共下水道事業特別会計	382,609	374,225	0	8,384
	多賀財産区特別会計	3,272	3,164	0	108
	井手町水道事業特別会計				
	収益的収入	収益的支出	差引額		
	135,840	121,957	13,883		
	資本的収入	資本的支出	差引額		
	1,512	35,566	△ 34,054		
計	137,352	157,523	△ 20,171		

(消費税含)

## 平成27年度決算報告

# 歳入 (収入)



### ●歳入

歳入は45億1582万4千円で、前年度より3億4188万9千円(7.0%)の減です。主なものは、町税510万8千円、地方消費税交付金6971万7千円、地方交付税1091万7千円、府支出金1145万9千円が増加し、国庫支出金1億587万6千円、財産収入4841万7千円、繰入金7965万6千円、繰越金1億2109万2千円、町債6480万円が減少しています。

### ■町税

**8億9468万2千円 (対前年度比0.6%増)**

町税収入は、歳入全体の19.8%を占め、1世帯あたり26万4308円、1人あたり11万5712円を納めていただいたこととなります。

### ■地方消費税交付金

**1億7056万5千円 (対前年度比69.1%増)**

地方消費税の1/2に相当する額が、市町村に交付されるものです。

### ■地方交付税

**17億1439万6千円 (対前年度比0.6%増)**

地方公共団体が、標準的な行政運営を行う場合、財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の38.0%を占めています。

### ■国庫支出金

**3億4568万2千円 (対前年度比23.4%減)**

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三分に分類されて交付されるものです。

### ■財産収入

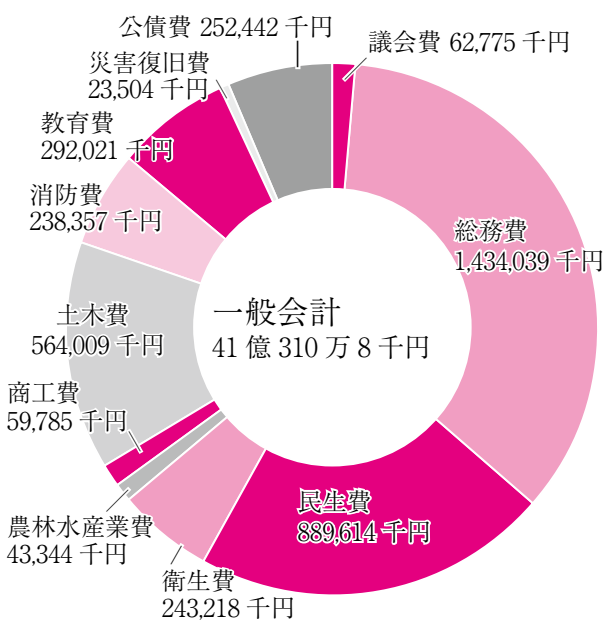
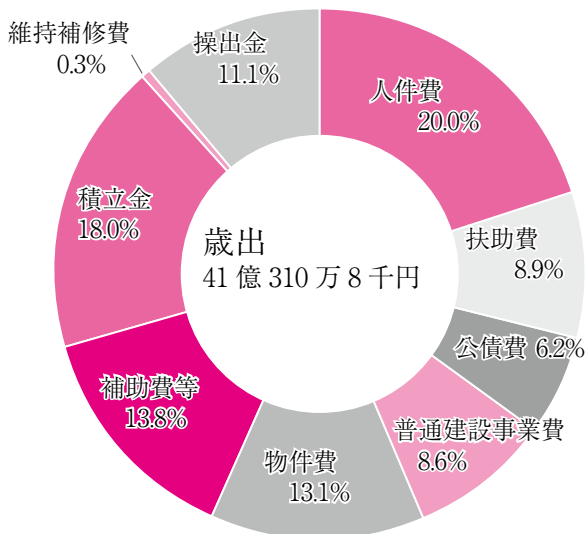
**4225万7千円 (対前年度比53.4%減)**

土地建物貸付収入、各種基金運用益です。

### ■町債

**2億2450万円 (対前年度比22.4%減)**

地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債1億6610万円のほか、町道整備、消防防災施設整備などに充当するため5840万円借り入れしています。



#### - 用語の解説 -

【自主財源】	町自らが収納・徴収できる財源
【依存財源】	国や県から交付・割り当てられる財源
【地方交付税】	自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
【繰入金】	財政調整基金等(家庭の貯金にあたる)の取り崩しなどにより繰り入れたお金
【繰出金】	特別会計などに繰り出したお金

## 平成27年度決算報告

# 歳出 (支出)



### ●歳出

歳出は4億310万8千円で、前年度より3億4629万3千円(7.8%)の減となりました。主な支出は次のとおりです。

### ■総務費

1億43403万9千円(対前年比17.7%減)

- ・井手町総合戦略策定業務 884万7千円
- ・社会保障・税番号制度関連機器購入及びシステム負担金 953万9千円
- ・特別会計繰出金 4億5708万5千円
- ・交通安全施設整備 182万5千円
- ・コミュニティ助成 750万円
- ・LED照明整備 272万2千円
- ・庁舎等整備基金積立 5億円
- ・JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助 1億250万3千円
- ・各区街灯及び商工会公安灯助成 192万円

### ■民生費

8億8961万4千円(対前年度比3.1%減)

- ・社会福祉協議会活動費 1768万5千円
- ・障害者自立支援事業 1億7492万6千円
- ・臨時福祉給付金 1434万4千円
- ・児童手当等 1億516万5千円
- ・老人医療 1383万1千円
- ・人権交流センター高圧電気設備・施設改修 231万3千円

### ■衛生費

2億4321万8千円(対前年度比12.3%減)

- ・予防接種事業、健康増進等予防費 3157万円
- ・乳児健診等母子保健費 548万7千円
- ・一般廃棄物収集運搬委託 3345万5千円
- ・城南衛生管理組合分担金 9329万3千円
- ・保健センター改修 168万7千円

### ■農林水産業費

4334万4千円(対前年度比15.3%増)

- ・有害鳥獣駆除 419万6千円
- ・豊かな緑と清流を守る森林整備事業 261万8千円
- ・農地・水・環境保全向上対策事業 474万6千円

### ■商工費

5978万5千円(対前年度比80.0%増)

- ・プレミアム付商品券発行事業補助 1673万3千円
- ・商工会振興事業 750万円
- ・桜まつり 572万9千円
- ・(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター椿坂周辺整備計画策定 298万1千円
- ・観光パンフレット作成 459万4千円
- ・観光案内サイン改修 761万2千円

### ■土木費

5億6400万9千円(対前年度比22.3%増)

- ・町道1号線他道路改良 7856万6千円
- ・JR山城多賀駅エレベータ整備 1303万2千円
- ・JR玉水駅周辺整備 1074万7千円
- ・橋梁長寿命化修繕 685万7千円
- ・合藪ポンプ場施設整備 481万3千円
- ・下排水路改修工事 5442万6千円
- ・改良住宅等改修 804万7千円
- ・町営住宅長寿命化改修 6093万1千円

### ■消防費

2億3835万7千円(対前年度比9.5%増)

- ・常備消防設置委託 1億6008万1千円
- ・消防車庫整備 520万4千円
- ・防火水槽設置 1742万6千円
- ・防災広報車購入 273万2千円
- ・防災マップ作成業務 300万円

### ■教育費

2億9202万1千円(対前年度比10.2%減)

- ・泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業 319万3千円
- ・小・中学校教育情報化推進 830万6千円
- ・文化財発掘調査 213万5千円
- ・図書館情報システム機器更新 1506万4千円
- ・給食センター施設整備 113万8千円

### ■災害復旧費

2,350万4千円(対前年度比78.9%減)

- ・才田川他河川災害復旧事業 2348万8千円

### ■公債費

2億5244万2千円(対前年度比4.5%減)

- ・償還元金 2億1764万7千円
- ・償還利子 3479万5千円

# あなたの力を地域防災に！

井手町消防団では  
新入団員を募集しています！



消防団とは、常勤で働く消防職員とは違い、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、生業を持ちながら地域の安全と安心を守るために集まる市町村の消防機関の一つで、特別職の地方公務員です。

火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎよ活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。



井手町では消防団員を募集しています。近年、消防団員は全国的に減少しており、井手町でも消防団員の減少傾向にあります。自分たちの地域の安心・安全のため、消防・防災に関心のある方は、町総務課までご連絡ください。

入団資格

- (1) 井手町内に居住する方
- (2) 年齢満18歳以上、満45歳未満の方(大学生、専門学校生含む)
- (3) 志操堅固で、かつ身体強健な方

【問い合わせ先】 井手町総務課 (TEL 82・6161 直通)

## 臨時福祉給付金（経済対策分）のご案内

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するために支給するものです。

＜給付対象者＞・・・平成28年1月1日に井手町に住民登録のある方で、平成28年度分の住民税（均等割）が課税されていない方（住民税課税者の扶養親族になっている方や生活保護の受給者である方は対象外）です。

＜給付額＞・・・給付対象者1人につき 15,000円

＜申請期間＞・・・平成29年6月30日（金）まで

○対象者と思われる方に2月末に申請書（うすいオレンジ色）を発送しましたので、期間内に申請をお願いします。

○平成28年度臨時福祉給付金（水色の申請書）は申請期間が終了致しましたので、受付できません。ご注意ください。

○支給が決定した方には平成29年4月から給付金の支給を開始します。支給決定通知書を順次送付しますのでご確認ください。

○申請期間等は各市町村により異なりますので、井手町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどでご確認ください。

問い合わせ先

住民福祉課

厚生労働省 相談専用ダイヤル

TEL：82-6164

TEL：0570-037-192

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

確認じゃ！  
臨時福祉給付金  
（経済対策分）



対象者の方に  
15,000円

# いつまでも、自分らしい暮らしを続けるために

## ■平成 29 年 4 月から、 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります

### ○新しい総合事業とは？

団塊の世代の方が 75 歳以上になる平成 37 年に向けて、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限まで活かして、要介護状態となることを予防することが大切です。

そのための仕組みとして、介護保険制度において、「介護予防・日常生活支援総合事業（略して総合事業）」が創設されました。

井手町では、平成 29 年 4 月から、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的として、「総合事業」を開始します。

### ○今までと何がどうかわるの？

1 現在の要支援認定を受けた方が利用できるサービスのうち、次の 2 つのサービスを「総合事業」として開始します。

- (1) 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- (2) 介護予防通所介護（デイサービス）

2 サービス利用の手続きの一部を簡素化しました。

訪問型サービス（ホームヘルプサービス）と通所型サービス（デイサービス）のみを利用する場合は、要支援認定者の他、要介護認定を省略して「基本チェックリスト※ 1」により、サービスの利用が必要だと判断されると「事業対象者」としてサービスを利用できるようになります。

※ 1 基本チェックリストとは？本人の状況を確認するための質問票です。質問は、運動機能や栄養状態、もの忘れ等に関する項目です。

○介護予防の訪問看護、通所リハビリ、福祉用具貸与・購入、住宅改修などのサービスを利用する場合は、引き続き要支援認定が必要になります。

現行		平成 29 年 4 月から
介護給付（要介護 1～5）		
介護予防給付（要支援 1・2） ・住宅改修 ・福祉用具 ・訪問看護 ・通所リハなど	→	現行どおり変更ありません。
介護予防給付（要支援 1・2） ・訪問介護 ・通所介護	→	【総合事業】 （要支援 1・2、事業対象者） ・訪問型サービス ・通所型サービス
介護予防事業 ・一次予防事業 （山吹ふれあい体操など） ・二次予防事業 （元氣塾）	→	（65 歳以上の方） ・一般介護予防事業



## 総合事業に関する Q & A

Q いつから総合事業を利用できますか？

A 平成 29 年 4 月 1 日以降、総合事業を利用できます。

現在、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方は、介護認定の更新時期に合わせて、総合事業に順次移行します。

Q 総合事業のサービスとこれまでのサービスの違いは？

A 総合事業は井手町独自の基準を設定したサービスです。

総合事業に移行する介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、国の基準を引き継ぐため、今までと同様のサービスを利用することができます。

今後、新設するサービスでは、サービス提供形態（提供時間や従業者の基準等）を多様にした設定を行います。

Q 要介護 1～5 の方は何か変わりますか？

A 要介護の方はサービスの変更はありません。要介護認定の手続きもこれまでと同じです。

■ 税務課からのお知らせ

# バイク・軽自動車の 廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していても廃車の手続きをされませんが課税されることとなります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、次のとおりです。

種類		手続場所
原動機付自転車（排気量 125cc 以下） 小型特殊自動車（農耕用・その他）		役場税務課 TEL 82-6163
軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	京都運輸支局 TEL 050-5540-2061
	三輪 四輪 660cc 以下	軽自動車検査協会 TEL 050-3816-1844
二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）		京都運輸支局 TEL 050-5540-2061

有していないのに課税されることとなりますのでご注意ください。

また、陸運支局等では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月15日ごろまで）に済ませていただくようお願いいたします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月21日（金）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

## 減免申請は納期限までに

軽自動車税には、身体に障がいのある方に対する減免制度があります。この制度を受けようとする方は、納期限（5月1日（月））までに税務課で申請手続をしてください。

【申請手続に必要な書類等】  
○減免申請書（税務課にあります）

○軽自動車税納税通知書

○障害者手帳等に関する証明書

○当該車両を使用される方の運転免許証

○軽自動車検査書

○申請者のマイナンバーカード（プラスチック製のもの）または通知カード（紙製のもの）  
○本人確認書類（障害者手帳や運転免許証など）

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。



## ■ 固定資産税の縦覧・閲覧

### ▽土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧でき

きます。

## ○縦覧事項

「土地価格等縦覧帳簿」所在地番、地目、地積、評価額

「家屋価格等縦覧帳簿」所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▽固定資産課税台帳の閲覧  
納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが、対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができ

ます。

○ 閲覧事項  
「土地課税台帳」所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など  
「家屋課税台帳」所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など  
《必要書類等》  
①印鑑（認印）  
②納税通知書、課税明細書  
③本人が確認できる免許証等  
④委任状と代理人本人が確認できる免許証等  
⑤賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等  
⑥所有権を取得したことを証

する書類と本人が確認できる免許証等

▽縦覧期間 平成29年4月3日から5月1日（土、日・祝日を除く）

▽閲覧期間 平成29年4月3日から翌年3月30日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

▽縦覧・閲覧時間 午前8時から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

▽場所 税務課

\*お問い合わせは、税務課（TEL 82-6163）まで

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧・閲覧のできる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている方）	①・②または③
	納税者と同一世帯の親族	①・②または③
	納税管理人	①・②または③
	納税者の代理人	①・④
閲覧	納税義務者	①・②または③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥



## 町民税・府民税の申告 忘れていませんか？

町民税・府民税の申告は、あなたの昨年1年間（平成28年1月1日～平成28年12月31日）の全ての所得及び控除などの申告をしていただくもので、町民税と府民税を計算する重要な資料となるものです。

【申告しなければならない人】  
○平成29年1月1日現在、井手町に住所を有する人で、昨年1年間に所得があり、所得税の確定申告の提出の必要のない人（勤務先から給与支払報告書や公的年金支払報告書が役場に提出されている場合は申告の必要はありません。）

○給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）がある人  
※公的年金等の収入400万円以下で確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要なお知らせがあります。

### 【所得のなかった人】

申告義務はありませんが、申告がないと福祉関係や国民健康保険税などの算定に影響が出る場合や所得に関する証明書の発行ができない場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせは税務課（Tel 82・6163）まで。

## 4月から受付窓口が 京都府地方税機構になります

自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く）の申告書受付事務等が平成29年4月から京都府地方税機構において共同処理され、受付が京都府自動車税管理事務所建物内にある窓口一本化されます。

なお、原動機付自転車及び小型特殊自動車の受付事務は、従来どおり役場税務課にて行います。

◎自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く）の申告書受付事務等に関するお問い合わせは京都府地方税機構（Tel 075・414・4499）まで、原動機付自転車及び小型特殊自動車の申告書受付事務等に関するお問い合わせは役場税務課（Tel 82・6163）まで。



## 「空き家バンク」をご存知ですか！

# 居住可能な空き家の情報提供にご協力を！！

井手町では、定住促進と地域の活性化を図るため、町内への移住希望者に空き家に関する情報を提供する「空き家バンク」を開設しております。

空き家のままにしておく、防犯、防災、景観の面でも好ましくありません。井手町内に空き家を所有している方で、売却や賃貸をご検討いただける物件がある場合は、ぜひ「井手町空き家バンク」に登録してください。

### ■「空き家バンク」とは

空き家を所有する方からの登録の申し込みを受け、登録された空き家の物件情報を公開し、町内に居住を希望する人に町のホームページなどで広く情報提供する仕組みです。

### ■空き家登録の手順

#### (1) 登録の申し込み

地域創生推進室へ登録申込書など必要書類を提出いただきます。その際、物件の簡易調査等を行う場合があります。

#### (2) 物件の登録

空き家バンクへの登録が可能と判断された場合、登録台帳に登録するとともに、物件の所在地、状況、間取り、所有者の希望条件などの情報を、町のホームページに掲載します。

### ■利用希望者の手順

#### (1) 空き家情報の閲覧

町のホームページで閲覧できます。

#### (2) 利用の申し込み

利用を希望する物件があった場合、「利用申込書」「誓約書」を地域創生推進室に提出いただきます。利用希望者、利用目的などが適当と認められた場合、空き家の所有者及び仲介を行う登録事業者へ通知します。

#### (3) 交渉・契約

利用希望者が所有者または登録事業者との交渉を希望した場合、重要事項説明の後に契約締結となります。町は交渉・契約には関与しません。

### ■問い合わせ

地域創生推進室（Tel 82-6170）まで





# 子育て支援カレンダー



## 子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

3月		行事予定（行事がない日でも毎日遊びに来れます♪）	
と	き	内 容	場所・備考
13日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
14日（火）	10:30～11:40	のびのびクラブ	※申込制
16日（木）	10:30～11:30	玉川保育園園庭開放	
	10:30～12:00	さんさん会	
17日（金）	9:45～12:00	たんぼぼ広場 [バスでお出かけ]	※申込制
21日（火）	10:00～11:40	すくすくクラブ	※申込制
4月		4月の予定は、子育て支援センターにお問い合わせください	

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います

### 一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】 平日（月～金曜日）8:30～16:30  
土曜日 8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（TEL 82-2232）までお問い合わせください

## 親子の広場

### \*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就学前の親子

### \*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

### \*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

### \*のびのびクラブ

対象：2歳半～4歳まで（申込制）

## 子育てサークル

### \*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親  
活動日：第1水曜日・3木曜日

### \*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親  
活動日：水曜日（月2回程度）  
場所：多賀保育園

### \*hughug\*

対象：2カ月～1歳くらいまで  
活動日：火曜日（月1回）  
参加費：1回500円  
※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



## 京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

3月に入ると寒さも峠を越え、火の取扱いに対する注意が緩みがちになります。また、この時季は空気が乾燥し、風の強い日が多いため火災が拡大しやすく、毎年かけがえのない人命や貴重な財産が数多く失われています。「3つの習慣・4つの対策」で火事を起こさないようにして下さい。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント - 3つの習慣・4つの対策 -

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署（TEL 82-3000）

人権問題の解決を  
みんなの手で

部落差別のない社会の実現をめざして！

## 『部落差別の解消の推進に関する法律』 が施行されました

平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。

部落差別とは、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活において様々な差別を受けるという日本固有の人権問題です。しかし、今なお、戸籍等の不正取得による悪質な身元調査や土地差別調査事件のほか、最近ではインターネット上での差別を助長する内容の書き込み、拡散させるような事象も発生しています。

この法律は「現在もなお部落差別は存在する」と明記され、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題」としています。

また、地方自治体の責務として、国と連携し、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査等、部落差別の解消に向けて努めることとしています。

本町では、この法律の趣旨を踏まえ、部落差別のない社会の実現のため、京都府等と連携しながら、引き続き積極的に取り組んでまいります。

私たちみんなが力を合わせて、町民一人ひとりの人権が尊重され、すべての町民が心豊かで自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現をめざしましょう。



## オープニングイベント さくら茶会

2017年4月1日(土)・2日(日) 10:00～16:00  
淀川河川公園背割堤地区 [八幡市]

会場へは公共交通でお越し下さい。  
無料バス「かぐや姫・さくら周遊バス」運行  
向日市、長岡京市、大山崎町のJR・阪急の主要駅  
↓  
八幡市(さくらであい館)  
京阪八幡市駅、JR山崎駅からレンタサイクルが利用できます。

## お茶の京都博のさくらイベント

- ・宇治川さくらまつり(宇治市)
- ・京田辺市花見 week2017(京田辺市)
- ・井手町さくらまつり(井手町)
- ・木津川の流れ橋、桜づつみ、浜茶をめぐるウォーク(城陽市)
- ・南山城村さくらまつり(南山城村)
- ・笠置さくらまつり(笠置町)
- ・地域が元気! さくら福祉まつり(宇治田原町)

道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」オープンイベント  
「お茶の京都イーストゲートオープンフェス」  
4月15日(土) 9:00～ 南山城村大字北大河原 R163 沿い



お茶の京都博  
二〇一七年四月開宴

お問合せ

お茶の京都博実行委員会事務局(京都府企画理事付) 075-414-4529



## 「救命講習会開催のお知らせ」

日時／4月9日(日)  
午前9時～正午  
場所／京田辺市消防署井手分署  
会議室  
定員／10名程度  
参加費／無料  
受付／4月8日(土)午後5時まで  
\*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

## 65歳以上の方のための運動教室 元氣塾のご案内

元氣塾はいくつになってもできるだけ介護保険に頼らず、心も体も元気で健康に過ごせることを目的とした、65歳以上の方が無理なく楽しく運動できる教室です。  
対象／井手町にお住いの65歳以上で、次の項目に該当する方  
▽「基本チェックリスト(※地域包括

支援センターにあります)により、運動機能低下の恐れがあると判定された方  
▽井手町地域包括支援センターが介護予防の観点から教室への参加が望ましいと判断した方  
※要介護1～5の認定を受けた方は、対象とはなりませんので予めご了承下さい。

内容／血圧測定、体調チェック、準備体操、マシントレーニング、骨盤体操&全身持久力、在宅プログラム、認知症予防プログラム  
日程／4月17日～9月11日までの毎月曜日午前10時～正午(全21回) ※休みの週もあります  
場所／玉泉苑

\*申し込み・お問い合わせは、井手町地域包括支援センター (Tel 82・3690)。締切り／3月23日(木)

## 講座・教室

### 【いづみまなび教室】

《大正琴》  
日時／3月24日(金)  
午前10時～11時半  
持ち物／大正琴・楽譜

《太極拳》  
日時／3月24日(金)  
午後1時半～3時

持ち物／運動できる服装・上履き  
《人権学習(人権啓発ビデオ上映)》



日時／3月24日(金)  
午前11時半～正午、午後3時～3時半

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

### 【健康教室】

日時／3月23日(木)  
午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター  
\*各教室の材料費等は自己負担となります

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

【生き生きふれあいサロン「マンダラを塗りましょう」】  
日時／3月15日(水) 午後1時半～  
場所／玉泉苑  
対象／65歳以上の方および障がいのある方

\*事前申込が必要ですが、毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします  
\*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで

## 健康

### 【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》  
日時／4月6日(木)  
午後1時半～3時

場所／玉泉苑  
対象／65歳以上  
\*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel

82・3499) まで

### 【介護予防事業】

《脳トレ教室ひまわり》  
日時／3月15日(水)・22日(水)  
午後1時半～3時

場所／賀泉苑  
日時／4月5日(水)  
午後1時半～3時

場所／玉泉苑  
対象／65歳以上(ボランティアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能)  
持ち物／お茶(水分補給用)  
費用／無料

・申込みは不要です  
・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けております。  
\*お問い合わせは、地域包括支援センター (Tel 82・3690) まで

## 子育て

### 【乳幼児健診】

《乳児健康診査》  
日時／4月3日(月)

対象／H 28・11・5～H 29・1・4生まれ  
受付／午後1時～1時半  
場所／保健センター

《2歳6カ月児歯科健康診査》  
日時／4月10日(月)

対象／H 26・8・17～H 26・10・7生



まれ  
受付／午後1時～1時半  
\*お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで



## 各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／3月27日（月）午後1時～4時  
場所／賀泉苑  
日時／4月3日（月）午後1時～4時  
場所／玉泉苑  
\*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3499）まで



【無料法律相談】

日時／3月27日（月）午後2時～4時  
場所／玉泉苑  
\*無料法律相談は予約制です  
\*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3499）まで

【このころの相談室（カウンセリング）】

日時／3月17日（金）・4月7日（金）  
午前11時～午後1時50分  
場所／いづみ人権交流センター  
\*このころの相談室は予約制です。

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82・3380）まで

【母子の相談・教室】

《発達相談》  
日時／3月23日（木）  
場所／保健センター  
\*発達相談は予約制です  
《育児相談》  
日時／4月12日（水）  
午前9時半～10時半  
場所／保健センター

\*お問い合わせは保健センター（TEL 82・3385）まで

【障がい者相談】

日時／3月28日（火）・4月11日（火）  
午後1時半～4時  
場所／役場西別館1階会議室  
\*障がい者相談は予約制です  
\*お問い合わせは、高齢福祉課（TEL 82・6165）まで

**給水を停止します！  
水道料金の未納の方はご注意ください！**

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。

なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。で、早急にお支払ください。  
\*お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

## 平成29年度自衛官募集案内

### 1 募集種目及び試験期日等

募集職種	受付期間	試験期日	資格
予備自衛官補	第1回 平成28年12月22日（木） ～29年4月7日（金）	第1回 4月14日（金）～18日（火）	18歳以上34歳未満の者
	第2回 7月1日（土）～9月15日（金） ※第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。	第2回 9月30日（土）～10月3日（火）	18歳以上で国家免許資格等を有する者（資格により53歳未満～55歳未満の者）
幹部候補生	3月1日（水）～5月5日（金）	1次 5月13日（土）・14日（日）	22歳以上26歳未満の者（20歳以上22歳未満の者は大卒（見込含）、修士課程修了者等（見込含）は28歳未満。自衛官は28歳未満）
		2次 6月13日（火）～16日（金）	修士課程修了者等（見込含）で20歳以上28歳未満の者
		1次 5月13日（土） 2次 6月13日（火）～16日（金）	専門の大卒（見込含）20歳以上30歳未満の者（薬剤は20歳以上26歳未満の者（薬学修士学位取得者は28歳未満））
自衛官候補生	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。※	18歳以上27歳未満の者

（注）※平成30年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の採用試験は、原則として平成29年9月16日以降に行います。詳細につきましては、下記にご確認ください。

### 2 受付及び問い合わせ先

- 自衛隊京都地方協力本部（京都市中京区西ノ京笠殿町38 TEL 075-803-0821）
- 宇治地域事務所（宇治市広野町西浦71-5 S.C OKUBO 202号室 TEL 44-7139）
- その他 自衛隊各駐屯地・各基地においても案内を行っています



【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】 4月～9月

午前10時～午後6時

10月～3月

午前10時～午後5時

☆3月・4月の休館日

3月13・21・27・30日

4月3・10・17・24・27日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊・2週間

雑誌は1人5冊・2週間

視聴覚資料は1人3点・1週間

間

☆主な新着資料の紹介 3月

一般書

「雪つもりし朝 二・二六の人々」 植松三十里

「ベニール傘」 岸政彦

「テロリストの処方」 久坂部羊

「主君 井伊の赤鬼・直政伝」 高殿円

「本を守ろうとする猫の話」 夏川草介

「ちよっと早めの老い支度」 山吹ふれあいセンター・集会から

「あさですよよるですよよ」 かこさとし

「ネットゲ中毒」 鎌倉ましろ

「SNS炎上」 長江優子

3月・4月の図書館行事

「親子で楽しむかみしばい」 3月11日(土)・4月8日(土)

「いずれも午後1時30分から」 図書館絵本コーナー

《図書館講座》 3月17日(金) 午後2時30分

山吹ふれあいセンター・集会から

「あさですよよるですよよ」 かこさとし

「ネットゲ中毒」 鎌倉ましろ

「SNS炎上」 長江優子

3月・4月の図書館行事

「親子で楽しむかみしばい」 3月11日(土)・4月8日(土)

「いずれも午後1時30分から」 図書館絵本コーナー

《図書館講座》 3月17日(金) 午後2時30分

山吹ふれあいセンター・集会から

「続々」 岸本葉子

「そのイタズラは子どもが伸びるサインです」 伊藤美佳

児童書

「げんきにおでかけ」 五味太郎

「あかですよあおですよ」 かこさとし

「あさですよよるですよよ」 かこさとし

「ネットゲ中毒」 鎌倉ましろ

「SNS炎上」 長江優子

3月・4月の図書館行事

「親子で楽しむかみしばい」 3月11日(土)・4月8日(土)

「いずれも午後1時30分から」 図書館絵本コーナー

《図書館講座》 3月17日(金) 午後2時30分

山吹ふれあいセンター・集会から

「あさですよよるですよよ」 かこさとし

「ネットゲ中毒」 鎌倉ましろ

「SNS炎上」 長江優子

3月・4月の図書館行事

「親子で楽しむかみしばい」 3月11日(土)・4月8日(土)

「いずれも午後1時30分から」 図書館絵本コーナー

《図書館講座》 3月17日(金) 午後2時30分

山吹ふれあいセンター・集会から

「あさですよよるですよよ」 かこさとし

「ネットゲ中毒」 鎌倉ましろ

「SNS炎上」 長江優子

3月・4月の図書館行事

「親子で楽しむかみしばい」 3月11日(土)・4月8日(土)

「いずれも午後1時30分から」 図書館絵本コーナー

《図書館講座》 3月17日(金) 午後2時30分

室

《図書のリサイクル》

3月10日(金)～30日(木)

山吹ふれあいセンター・展示

ロビー

3月・4月の出張貸出

☆賀泉苑(毎週水曜日 午前10時～午後4時)

4月6・13・20・27日

3月16・23・30日

4月6・13・20・27日

時(正午)

3月15・22・29日

4月5・12・19・26日

☆玉泉苑(毎週木曜日 午後2時～午後4時)

3月16・23・30日

4月6・13・20・27日

# 国民年金 Q&A

Q、国民年金について、

どのようなときに届出が必要になりますか

A 国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

〈被保険者資格取得届〉

・厚生年金保険や共済組合に加入していない人が20歳になったとき(20歳になると日本年金機構から、国民年金加入に関する届出書が送付されます)

〈被保険者種別変更届〉

・会社を退職したとき

60歳までに退職し、厚生年金保険や共済組合の被保険者でなくなったとき

・配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(配偶者が65歳に達して第2号被保険者でなくなったときを含む)

・収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(パート収入が130万円以上になったとき)

お問い合わせは住民福祉課まで (TEL 82・6164)

## 星をつける女

世界的な「食の格付」の元「格付け」の独学山調…



## 親子でからだあそび

健康な子どもに育てたい。からだあそびの重要性を伝える。親子でからだあそびの楽しさを伝える。



## とらさんおねがいおきないで

ブリッタ・テケットラップ。とらさんおねがいおきないで。おねがいおきないで。おねがいおきないで。



## 山中伸弥物語

上坂 和美。山中伸弥物語。山中伸弥の物語。山中伸弥の物語。



# ごみ収集日程表 (3月11日～4月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。  
★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約 (TEL82-6168) してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク 容器包装	その他
北水無区	北水無区	火・金曜日	4月6日	3月30日	3月23日	3月16日	水曜日	火曜日
玉水高区	玉水高区	月・木曜日	4月7日	3月31日	3月24日	3月16日	水曜日	火曜日
上井手多賀全区	上井手多賀全区	火・金曜日	3月16日	3月30日	3月23日	4月9日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課 (TEL 82-6168) まで

## し尿収集日程

収集日	し尿収集 区域番号	収集区域
3月23日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月24日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月27日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月28日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月29日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
3月30日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月31日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの  
収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合 (TEL 075-631-5171) まで

## ごみの分け方・出し方 (ビン)

### ビンの日に出せるもの、出し方

- ビン(洋酒・ジュース・ドリンク・調味料などのあきビン)を出すことができます。
- キャップを必ず外し、簡単な水洗いをした後、中身の見える袋に入れてください。
- キャップはその他ごみに出してください。
- 業者に引き取ってもらえるビンは出さないでください。
- 乳白色のビン、コップ、陶磁器類、ガラス、電球、蛍光灯、体温計等は〈その他ごみの目〉です。割れて危ないものは厳重に包み、《割れ物》と表示してください。



# おめでとうございます

(1月21日から2月20日までの届け出分・敬称略)

誕生

住所	赤ちゃん	届出人
井手	新田 賢正	純平
井手	永山 壮太	祐貴
井手	高木 つばさ	裕幸

## 公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
地域創生推進室	0774-82-6170
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	
いづみ人権交流センター	0774-82-3380 0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

# まちのカレンダー (3月11日～4月10日)

月日	曜日	行事
3/11	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
12	日	第31回井手町解放文化祭(午前10時～、いづみ人権交流センター)
13	月	手芸教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) トールペイント教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
14	火	のびのびクラブ(午前10時～11時40分、子育て支援センター) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
15	水	社協生き生きサロン【マンダラを塗りましょう】(午後1時半～、玉泉苑) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑) パソコン教室(午後2時半～、午後7時～、いづみ人権交流センター)
16	木	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
17	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 図書館講座(午後2時半～4時半、山吹ふれあいセンター集会室)
18	土	
19	日	
20	月	春分の日
21	火	すくすくクラブ(午前10時～11時40分、子育て支援センター) 中華料理教室(午前10時～、午後6時半～、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
22	水	脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑) 生き生き体操教室(午後1時半～3時半、玉泉苑)
23	木	発達相談(保健センター、予約制) 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
24	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～、午後3時～、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
25	土	
26	日	第20回ふれあい福祉まつり(午前10時～、玉泉苑及び駐車場)
27	月	手芸教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
28	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
29	水	
30	木	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
31	金	
4/1	土	無火災デー防火パレード
2	日	
3	月	乳児健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
4	火	
5	水	脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、玉泉苑)
6	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
7	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制)
8	土	親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
9	日	
10	月	2歳6カ月児歯科健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 生き生き体操教室(午後1時半～3時半、賀泉苑)



発行：京都府綴喜郡井手町  
編集：企画財政課  
井手町ホームページ  
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

